

豊田市集団回収に係る回収事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、集団回収に係る回収事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源回収 古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌（雑紙を含む。）及び紙パックをいう。以下同じ。）及び古布類の回収をいう。
- (2) 協力団体 豊田市集団回収事業報奨金交付要綱第3条の規定により集団回収協力団体登録証の交付を受けた団体をいう。
- (3) 集団回収 協力団体が行う資源回収をいう。
- (4) 回収業者 第4条第3項の規定により集団回収業者登録証の交付を受けた事業者をいう。
- (5) 小規模回収 集団回収のうち、1団体1活動日当たりの資源回収量の合計が3,000キログラム未満のものをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、集団回収によって集められた古紙類及び古布類（以下「古紙類等」という。）の回収を行った回収業者に対して補助金を交付することにより、回収業者による古紙類等の回収を促し、もってごみの減量化及び再資源化の促進を図ることを目的とする。

(回収業者の登録等)

第4条 集団回収によって収集された古紙類等を回収しようとする事業者は、集団回収業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款（定款がない事業者にあつては、団体調書（様式第1号の2）に代えることができる。）
- (2) 法人にあつては履歴事項全部証明書、個人事業主にあつては事業証明書（いずれも申請日前1月以内に発行されたもの）
- (3) 役員名簿（様式第1号の3）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 直近事業年度の納税証明書（市税の完納が証明されているもの（豊田市への納税がある場合は法人番号の申告により代えることができる）で、申請日前1月以内に発行されたもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 回収業者の登録を受けることができる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 豊田市内において、古紙類等の回収を適正に行うことができること。
 - (2) 法人にあつては代表者又は役員が、個人にあつてはその者が、禁固以上の刑に処せられた者である場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第3号）に違反し、処分を受けた場合は、当該処分を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
 - (4) 前項の申請時において、市税を滞納していないこと。
 - (5) 第13条の規定により登録を抹消された場合は、その抹消の日から1年を経過していること。
 - (6) 法人にあつては代表者又は役員が、個人にあつてはその者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
 - (7) 法人にあつては代表者又は役員が、個人にあつてはその者が、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 市長は、第1項の登録申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたとときは、当該事業者に対し、集団回収業者登録証（様式第3号）を交付するものとする。
- 4 前項の集団回収業者登録証の交付を受けた事業者は、毎年度4月末日までに、第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
（第5号については法人番号の申告をした事業者は法人番号の変更がない限り、提出の省略をすることができる。）
（変更届）
- 第5条 回収業者は、登録事項に変更があつたときは、遅滞なく変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
（廃止届）
- 第6条 回収業者は、集団回収によって収集された古紙類等の回収を行うことができなくなったときは、遅滞なく廃止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
（交付対象者）
- 第7条 補助金の交付対象者は、回収業者とする。
（補助事業）
- 第8条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、集団回収によって収集された古紙類等の回収事業とする。
（補助金の額）
- 第9条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額の合計とする。
- (1) ダンボール、新聞紙及び紙パックの回収 0円

(2) 雑誌及び古布類の回収 1キログラム当たり 2円

(3) 小規模回収によって収集された古紙類等の回収 1団体1活動日当たり1,000円

2 算出された補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 市長は社会経済情勢の変動等に伴い、補助金の額を見直すことができる。

(回収量等の報告)

第10条 回収業者は、補助事業を行ったときは、実施月ごとにまとめた集団回収事業実績明細書(様式第6号)に豊田市集団回収取扱伝票(様式第7号)及び古紙問屋の計量票等の計量証明書を添付して、次の各号に掲げる回収期間の区分に応じ、当該各号に定める日までに市長に報告しなければならない。

(1) 4月から翌年2月まで 翌月5日

(2) 3月 3月31日

2 前項第1号の場合において、当該日が豊田市の休日を定める条例(平成元年条例第61号)第2条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する市の休日でない日とする。

3 第1項第2号の場合において、当該日が市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で市の休日でない日とする。

(補助金の交付申請)

第11条 補助金の交付の申請をしようとする回収業者は、豊田市集団回収事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第8号)を、次の各号に掲げる回収期間の区分に応じ、当該各号に定める日までに市長に申請しなければならない。

(1) 4月から6月まで 7月5日

(2) 7月から9月まで 10月5日

(3) 10月から12月まで 翌年の1月5日

(4) 1月から3月まで 3月31日

2 前項第1号から第3号までの場合において、当該日が市の休日に当たるときは、その日後最初に到来する市の休日でない日とする。

3 第1項第4号の場合において、当該日が市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で市の休日でない日とする。

(額の確定及び交付)

第12条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市集団回収事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第9号)により回収業者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた回収業者は、速やかに市長に請求書を提出するものとする。

3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

4 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳や市税の収納状況を確認することができる。

(登録の停止及び抹消)

第13条 市長は、回収業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を停止又は抹消することができる。

(1) 補助対象事業を1年以上行わないとき。

(2) 正当な理由なく、協力団体からの資源回収の依頼を拒否した事実が確認されたとき。

(3) 市税の完納が確認できないとき。

(4) 虚偽の届出その他の不正な行為があったとき。

(5) 第4条第2項第6号及び第7号の要件に違反していることが判明したとき。

(6) その他市長が、登録が不適当であると認めたとき。

2 前項の規定により登録を抹消された回収事業者は、登録を抹消される前に行った補助対象事業について、第10条の規定に基づき報告をしなければならない。

3 前項の場合において、第11条第1項の規定に基づく補助金の交付申請はできないものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項に該当して回収業者の登録を抹消したときは、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に、豊田市集団回収に係る回収事業補助金交付要綱の規定に基づいて行われた回収業者の登録その他の行為は、この要綱の相当規定に基づいて行われた行為とみなす。